役員報酬規則

（目的）

第1条 この規則は、定款第26条にもとづき、役員の報酬に関する事項を定める。

（役員の定義および適用）

第2条 この規則にいう役員とは、総代会において選任された理事および監事をいう。

（報酬支給額の決定）

第3条 役員の報酬は、総代会が決定した役員報酬総額の範囲内で、各役員の役職と責任に応じて定めるものとし、その支給額はこの規則にもとづき役員報酬検討委員会において審議の上、理事会で決定する。

2 常勤役員の報酬等の決定については別に定める規則による。

（支給方法）

第4条 役員の報酬は年額をもって定め、その12分の1の金額を毎月支給する。

2 役員の報酬の支給については、当年7月より翌年6月までを1年とする。

3 役員が通常総代会以外で、就任または退任した場合は、就任期間の割合（月）に応じて支給するものとする。

（改廃）

第5条 この規則の改廃は、理事会において行う。

（施行）

第6条 この規則は2004年5月6日から実施するものとする。

2006年6月27日 改定

2016年3月15日 改定

2019年7月16日 改定